

保医発0303第5号
平成29年3月3日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局歯科医療管理官

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定
保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」の一部改正について

今般、「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件」（平成29年厚生労働省告示第55号）が公布され、歯科用貴金属材料の材料価格改定が行われたところである。これに伴い「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）」（平成20年厚生労働省告示第61号）のⅥに規定する特定保険医療材料の算定について、関連する通知を下記のとおり改正するので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

なお、本通知は平成29年4月1日から適用する。

記

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」（平成28年3月4日保医発0304第8号）の別紙1を次のように改正する。

(別紙1)

材料料

M002 支台築造

(支台築造の保険医療材料料 (1歯につき))

ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。

1 間接法

イ メタルコアを用いた場合

- | | |
|------------|-----|
| (1) 大臼歯 | 65点 |
| (2) 小臼歯・前歯 | 40点 |

ロ ファイバーポストを用いた場合

- | | |
|------------|-----|
| (1) 大臼歯 | 27点 |
| (2) 小臼歯・前歯 | 15点 |

2 直接法

イ ファイバーポストを用いた場合

- | | |
|------------|-----|
| (1) 大臼歯 | 27点 |
| (2) 小臼歯・前歯 | 15点 |

ロ その他の場合

- | | |
|------------|-----|
| (1) 大臼歯 | 33点 |
| (2) 小臼歯・前歯 | 21点 |

(ファイバーポスト)

1本につき	89点
-------	-----

M005 装着

1 歯冠修復物 (1個につき)

(1) 歯科用合着・接着材料Ⅰ

- | | |
|--------------|-----|
| イ レジン系 | 17点 |
| ロ グラスアイオノマー系 | 11点 |

(2) 歯科用合着・接着材料Ⅱ	12点
-----------------	-----

(3) 歯科用合着・接着材料Ⅲ	4点
-----------------	----

2 仮着 (1歯につき)

4点

3 副子の装着の場合 (1歯につき)

(1) 歯科用合着・接着材料Ⅰ

- | | |
|--------------|-----|
| イ レジン系 | 17点 |
| ロ グラスアイオノマー系 | 11点 |

(2) 歯科用合着・接着材料Ⅱ	12点
-----------------	-----

(3) 歯科用合着・接着材料Ⅲ又は歯科充填用即時硬化レジン	4点
-------------------------------	----

M009 充填 (1窩洞につき)

1 歯科充填用材料 Ⅰ

(1) 複合レジン系

- | | |
|---------|-----|
| イ 単純なもの | 11点 |
| ロ 複雑なもの | 29点 |

注 クリアフィルCRインレー、パルフィークインレー、クルツァーインレーCSセット、スリーエムレジンインレーシステム、ベルフィールインレー、ライトフィルCRインレーを用いて、インレー修復の単純なものを行った場合の特定保険医療材料はロにより、インレー修復の複雑なものを行った場合の特定保険医療材料はイ及びロを合算し算定する。

(2) グラスアイオノマー系	
イ 単純なもの	10点
ロ 複雑なもの	26点
2 歯科充填用材料 II	
(1) 複合レジン系	
イ 単純なもの	4点
ロ 複雑なもの	11点
注 SR-イソシットインレーを用いてインレー修復の単純なものを行った場合の特定保険医療材料はロにより、インレー修復の複雑なものを行った場合の特定保険医療材料はイ及びロを合算し算定する。	
(2) グラスアイオノマー系	
イ 単純なもの	4点
ロ 複雑なもの	10点
3 歯科充填用材料 III	2点
M010 金属歯冠修復 (1個につき)	
1 14カラット金合金	
(1) インレー	
複雑なもの	626点
(2) 4分の3冠	782点
2 金銀パラジウム合金 (金12%以上)	
(1) 大白歯	
イ インレー	
a 単純なもの	154点
b 複雑なもの	284点
ロ 5分の4冠	358点
ハ 全部金属冠	450点
(2) 小臼歯・前歯	
イ インレー	
a 単純なもの	105点
b 複雑なもの	208点
ロ 4分の3冠	257点
ハ 5分の4冠	257点
ニ 全部金属冠	322点
3 鋳造用ニッケルクロム合金	
(1) 大白歯	
イ インレー	
a 単純なもの	4点
b 複雑なもの	4点
ロ 5分の4冠	8点
ハ 全部金属冠	10点
(2) 小臼歯・前歯	
イ インレー	
a 単純なもの	4点
b 複雑なもの	4点
ロ 4分の3冠	6点

ハ	5分の4冠	6点
ニ	全部金属冠	8点
4	銀合金	
(1)	大白歯	
イ	インレー	
a	単純なもの	17点
b	複雑なもの	30点
ロ	5分の4冠	38点
ハ	全部金属冠	47点
(2)	小臼歯・前歯・乳歯	
イ	インレー	
a	単純なもの	11点
b	複雑なもの	22点
ロ	4分の3冠（乳歯を除く。）	27点
ハ	5分の4冠（乳歯を除く。）	27点
ニ	全部金属冠	35点
M011	レジン前装金属冠（1歯につき）	
1	金銀パラジウム合金（金12%以上）を用いた場合	401点
2	鑄造用ニッケルクロム合金を用いた場合	17点
3	銀合金を用いた場合	76点
M014	削除	
M015	硬質レジンジャケット冠（1歯につき）	
1	歯冠用加熱重合硬質レジン	8点
2	歯冠用光重合硬質レジン	196点
M015-2	CAD/CAM冠（1歯につき）	
	CAD/CAM冠用材料	382点
M016	乳歯冠（1歯につき）	
1	乳歯金属冠	30点
2	その他の場合	
	乳歯に対してジャケット冠を装着する場合	
	〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕	
	1歯につき	2点
M017	ポンティック（1歯につき）	
1	鑄造ポンティック	
(1)	金銀パラジウム合金（金12%以上）	
イ	大白歯	518点
ロ	小臼歯	390点
(2)	銀合金又はニッケルクロム合金	
	大白歯・小臼歯	39点
2	金属裏装ポンティック	
	〔次の材料料（金属材料料とレジン材料料を含む。）により算定する。〕	
(1)	14カラット金合金	587点
(2)	金銀パラジウム合金（金12%以上）	
イ	前歯	211点
ロ	小臼歯	265点

(3) 銀合金又はニッケルクロム合金 前歯・小臼歯	26点
3 レジン前装金属ボンティック	
(1) 金銀パラジウム合金（金12%以上）を用いた場合	311点
(2) 銀合金又はニッケルクロム合金を用いた場合	50点
M018 有床義歯	
〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕	
1 局部義歯（1床につき）	
(1) 1歯から4歯まで	2点
(2) 5歯から8歯まで	3点
(3) 9歯から11歯まで	5点
(4) 12歯から14歯まで	7点
2 総義歯（1顎につき）	10点
M019 熱可塑性樹脂有床義歯（1床につき）	
〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕	
熱可塑性樹脂有床義歯（1床につき）	39点
M020 鑄造鉤（1個につき）	
1 14カラット金合金	
(1) 双子鉤	
イ 大・小臼歯	865点
ロ 犬歯・小臼歯	704点
(2) 二腕鉤（レストつき）	
イ 大臼歯	704点
ロ 犬歯・小臼歯	541点
ハ 前歯（切歯）	416点
2 金銀パラジウム合金（金12%以上）	
(1) 双子鉤	
イ 大・小臼歯	414点
ロ 犬歯・小臼歯	324点
(2) 二腕鉤（レストつき）	
イ 大臼歯	284点
ロ 犬歯・小臼歯	247点
ハ 前歯（切歯）	229点
3 鑄造用ニッケルクロム合金、鑄造用コバルトクロム合金	5点
M021 線鉤（1個につき）	
1 不銹鋼及び特殊鋼	9点
2 14カラット金合金	
(1) 双子鉤	429点
(2) 二腕鉤（レストつき）	332点
M021-2 コンビネーション鉤（1個につき）	
1 鑄造鉤に金銀パラジウム合金（金12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	
(1) 前歯	158点
(2) 犬歯・小臼歯	167点
(3) 大臼歯	186点
2 鑄造鉤に鑄造用ニッケルクロム合金又は鑄造用コバルトクロム合金、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼	

を用いた場合

- | | |
|------------|-----|
| (1) 前歯 | 46点 |
| (2) 犬歯・小臼歯 | 46点 |
| (3) 大臼歯 | 46点 |

M023 バー（1個につき）

1 鋳造バー

- | | |
|-------------------------------|------|
| (1) 金銀パラジウム合金（金12%以上） | 664点 |
| (2) 鋳造用ニッケルクロム合金、鋳造用コバルトクロム合金 | 18点 |

2 屈曲バー

不銹鋼及び特殊鋼	39点
----------	-----

(参考)

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
(別紙1)	(別紙1)
材料料	材料料
M002 (略)	M002 (略)
M005 (略)	M005 (略)
M009 (略)	M009 (略)
M010 金属歯冠修復（1個につき）	M010 金属歯冠修復（1個につき）
1 (略)	1 (略)
2 金銀パラジウム合金（金12%以上）	2 金銀パラジウム合金（金12%以上）
(1) 大臼歯	(1) 大臼歯
イ インレー	イ インレー
a 単純なもの <u>154</u> 点	a 単純なもの <u>145</u> 点
b 複雑なもの <u>284</u> 点	b 複雑なもの <u>268</u> 点
ロ 5分の4冠 <u>358</u> 点	ロ 5分の4冠 <u>337</u> 点
ハ 全部金属冠 <u>450</u> 点	ハ 全部金属冠 <u>425</u> 点
(2) 小臼歯・前歯	(2) 小臼歯・前歯
イ インレー	イ インレー
a 単純なもの <u>105</u> 点	a 単純なもの <u>99</u> 点
b 複雑なもの <u>208</u> 点	b 複雑なもの <u>196</u> 点
ロ 4分の3冠 <u>257</u> 点	ロ 4分の3冠 <u>242</u> 点
ハ 5分の4冠 <u>257</u> 点	ハ 5分の4冠 <u>242</u> 点
ニ 全部金属冠 <u>322</u> 点	ニ 全部金属冠 <u>304</u> 点
3～4 (略)	3～4 (略)

M011 レジン前装金属冠（1 歯につき）		M011 レジン前装金属冠（1 歯につき）	
1 金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合	<u>401</u> 点	1 金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合	<u>378</u> 点
2～3 （略）		2～3 （略）	
M015～M016 （略）		M015～M016 （略）	
M017 ポンティック（1 歯につき）		M017 ポンティック（1 歯につき）	
1 鋳造ポンティック		1 鋳造ポンティック	
(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）		(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
イ 大臼歯	<u>518</u> 点	イ 大臼歯	<u>489</u> 点
ロ 小臼歯	<u>390</u> 点	ロ 小臼歯	<u>368</u> 点
(2) （略）		(2) （略）	
2 金属裏装ポンティック		2 金属裏装ポンティック	
[次の材料料（金属材料料とレジン材料料を含む。）により算定する。]		[次の材料料（金属材料料とレジン材料料を含む。）により算定する。]	
(1) （略）		(1) （略）	
(2) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）		(2) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
イ 前歯	<u>211</u> 点	イ 前歯	<u>199</u> 点
ロ 小臼歯	<u>265</u> 点	ロ 小臼歯	<u>250</u> 点
(3) （略）		(3) （略）	
3 レジン前装金属ポンティック		3 レジン前装金属ポンティック	
(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合	<u>311</u> 点	(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合	<u>294</u> 点
(2) （略）		(2) （略）	
M018～M019 （略）		M018～M019 （略）	
M020 鋳造鉤（1 個につき）		M020 鋳造鉤（1 個につき）	
1 （略）		1 （略）	
2 金銀パラジウム合金（金 12%以上）		2 金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
(1) 双子鉤		(1) 双子鉤	
イ 大・小臼歯	<u>414</u> 点	イ 大・小臼歯	<u>391</u> 点
ロ 犬歯・小臼歯	<u>324</u> 点	ロ 犬歯・小臼歯	<u>306</u> 点
(2) 二腕鉤（レストつき）		(2) 二腕鉤（レストつき）	

イ 大臼歯	<u>284</u> 点	イ 大臼歯	<u>268</u> 点
ロ 犬歯・小臼歯	<u>247</u> 点	ロ 犬歯・小臼歯	<u>233</u> 点
ハ 前歯（切歯）	<u>229</u> 点	ハ 前歯（切歯）	<u>216</u> 点
3 （略）		3 （略）	
M021 （略）		M021 （略）	
M021-2 コンビネーション鉤（1 個につき）		M021-2 コンビネーション鉤（1 個につき）	
1 鋳造鉤に金銀パラジウム合金（金 12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合		1 鋳造鉤に金銀パラジウム合金（金 12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	
(1) 前歯	<u>158</u> 点	(1) 前歯	<u>152</u> 点
(2) 犬歯・小臼歯	<u>167</u> 点	(2) 犬歯・小臼歯	<u>160</u> 点
(3) 大臼歯	<u>186</u> 点	(3) 大臼歯	<u>178</u> 点
2 （略）		2 （略）	
M023 バー（1 個につき）		M023 バー（1 個につき）	
1 鋳造バー		1 鋳造バー	
(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）	<u>664</u> 点	(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）	<u>626</u> 点
(2) （略）		(2) （略）	
2 （略）		2 （略）	